

国立市財政改革審議会
中間答申（案）
構成案

平成 24（2012）年 月

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	○p
2. 市の現状と課題、将来予測・・・・・・・・	○p
(1)国立市を取り巻く状況	
(2)国立市財政の現状と課題、将来予測	
3. 市財政運営の基本的なあり方・・・・・・・・	○p
(1)改善目標の設定	
(2)財政健全化に向けた6つの視点	
(3)6つの視点ごとの基本的原則	
4. 財政健全化のための具体的方策・・・・・・・・	○p
(1)健全化に向けて取り組むべき個別項目候補の抽出	
(2)短期的な視点で取り組むべき個別項目	
(3)中期的な視点で取り組むべき個別項目	
5. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	○p
最終答申に向けて	
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	○p

1. はじめに

- ◆市長からの諮問事項を審議してきたことについて記載
- ◆諮問事項のうち、「国立市財政の基本的なあり方」及び「財政健全化のための具体的方策のうち平成 25（2013）年度に直ちにに取り組むべき項目」について方向性をまとめ、中間答申としたことについて記載
- ◆答申を受け、国立市として積極的な財政健全化に向けた取組を実施するよう記載

2. 市の現状と課題、将来予測

(1)国立市を取り巻く状況

- ◆少子高齢化の進展、日本経済の長期低迷等について記載

(2)国立市財政の現状と課題、将来予測

- ＜現 状＞
- ◆市の平成 24 年度予算規模とその内訳について記載
 - ◆図を挿入（資料№3－2などを参考に）
- ＜課 題＞
- ◆赤字補てんをしながらの財政運営が続いていることを記載
 - ⇒支出の増大に収入の伸びが追いついていない
 - ⇒国立市ではこれまでも行政改革への取組を実施してきたが、収支改善にまで至っていない
- ＜将来予測＞
- ◆今後も国立駅周辺まちづくり事業や公共施設の耐震化や更新事業が見込まれるが、このまま健全化できずに赤字が累積した場合を想定すると、平成 29 年度には地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく「財政健全化団体」となり、さらに平成 30 年度には夕張市と同じ状態である「財政再生団体」となり財政破たんとなることについて記載
 - ◆毎年度の健全化必要額がわかる図表を挿入（資料№4－5①＜実施計画に基づく長期収支試算＞、資料№4－5②＜長期収支試算による累積赤字の推移＞などを参考に）

3. 市財政運営の基本的なあり方

(1)改善目標の設定

◆何のために健全化を行うのかについて記載

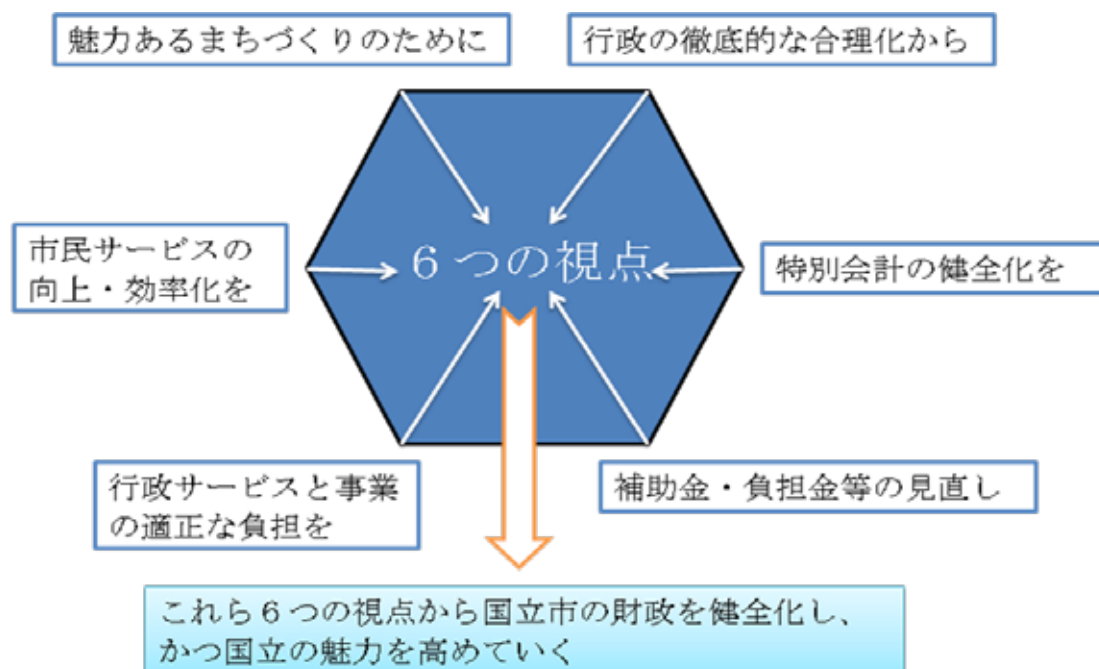
- ①魅力あるまちづくりを着実に実行できる財政基盤とするため、
- ②超高齢社会に対応できる財政基盤を確立するため
- ③将来世代につけを残さない財政運営を行うため

◆どれくらいの健全化レベルを目標とするかについて記載

(2)財政健全化に向けた 6 つの視点

◆財政健全化に向けた 6 つの視点の設定について記載

- i 行政の徹底的な合理化から
- ii 特別会計の健全化を
- iii 補助金・負担金等の見直し
- iv 行政サービスと事業の適正な負担を
- v 市民サービスの向上・効率化を
- vi 魅力あるまちづくりのために



(3)6 つの視点ごとの基本的原則

i. 行政の徹底的な合理化から

□定義：行政の内部努力により実施する健全化項目

■基本原則：地方自治法第2条第1項第14号に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。このことから地方公共団体は、すべての事務事業について最大の効果を上げるために、社会環境等の変化に対応した不断の見直しをしていくとともに、最少の経費となるよう常に組織及び運営の合理化を図らなければならない。

ii. 特別会計の健全化を

□定義：4つの特別会計（国民健康保険・下水道事業・介護保険・後期高齢者医療）に係る健全化項目

■基本原則：地方自治体は歳出に係る財源を団体自身で調達する責務がある。自治体の特別会計においても、独立した会計として一般会計からの基準外の繰入金（赤字補てん）に恒常的に頼ることなく自立的に運営がなされることが財政運営の基本である。歳出については、最少の経費をもって運営することに努めるとともに、例外的にかつやむを得ず一般会計からの赤字補てんをする場合は、他市並みを限度にすべきである。

iii. 補助金・負担金等の見直し

□定義：(ア) 市が団体や市民等に支出している補助金・負担金等に係る健全化項目

(イ) 市が市民に支出している扶助的経費に係る健全化項目

■基本原則：補助金・負担金及び扶助費に係る各制度が開始されて以降、社会環境は長引く日本経済の停滞や少子高齢化の進展をはじめ大きく変容しており、その内容や効果について時代に即しているのかどうかの検証がなされていないものがある。このことから、事業の優先度や内容、費用対効果の検証を一定期間おきに確認し、必要な見直しを行うべきである。また、その検証に当たっては、別途、第三者機関などによる集中的

な審議が必要である。

iv. 行政サービスと事業の適正な負担を

□定義：(ア) 行政が行うサービスの対価として市民が支払う手数料・使用料等に係る健全化項目

(イ) 事業費の一般財源に対する目的税の充当状況に係る健全化項目

■基本原則 (ア)：行政が行うサービスについては、公平性の観点から適正な自己負担がなされていることを基本とする。行政が行うサービスは、その提供を受ける方に対して何らかの便益をもたらす。この便益が、特定個人に対するものであるのか、あるいは社会全体で支えるべき性質であるのかは様々であるが、少なくとも、すべての市民が負担する税により、特定個人に明らかな利益が認められる場合には、利用しなかった方との格差を是正することが必要である。この格差を埋めるものが受益に対する負担（利益の範囲を超えて求められるものではない）となる。サービスの性質により、社会全体（税）で支える割合を整理するとともに、応能・応益負担の考え方や、減額・免除のあり方についても併せて検討し、総合的に見直しをする必要がある。

■基本原則 (イ)：目的税については、財政状況及び充当される事業費との見合いで常に適切な水準を求める必要がある。

v. 市民サービスの向上・効率化を

□定義：施設の管理・運営面において、市民サービスの向上・効率化に資する健全化項目

■基本原則：施設において行う市民サービスについては、民営化・官民連携などの手法も含め、そのサービスの質が向上され、かつ効率的に運営されている状態を原則とする。市の抱える施設は、市民サービスを提供する場であるとともに市民の資産でもある。このことから、ソフト・ハード両面のあらゆる角度からその施設のより良い管理・運営方法を検討し、実行していくべきであり、その際には、市直営であることに固執せず、民営化・官民連携などの手法も十分考慮に入れるべきである。また、将来のまちづくりを見据え、公共施設全体の再配置や未利用地の積極的な活用・処分を行っていくべきであ

る。

vi. 魅力あるまちづくりのために

□定義：直接的な健全化項目ではないが、国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びつく項目

■基本原則：国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びついている状態を原則とする。①～⑤までの視点に基づく健全化項目を実施することにより、財政面での健全化効果が見られる反面、それだけでは国立市全体の発展が見込めない。よって、健全化による収支改善で生みだされる財については、組み替えて、市民生活の安心を支え、国立の魅力を高める様々な事業に投入することで、国立市の活性化や将来人口の確保に結びつけていくべきである。

4. 財政健全化のための具体的方策

(1)健全化に向けて取り組むべき個別項目の抽出

- u この項目の具体的な記載内容については、第 5 回審議会と第 6 回審議会での議論を踏まえ、取りまとめます。

(2)短期的な視点で取り組むべき個別項目

- u (1) で抽出した項目のうち、短期的（早急に）取り組むべき項目について記載
- u 具体的には平成 25（2013）年度予算に反映できるよう検討・実施すべき項目

(3)中期的な視点で取り組むべき個別項目

- u (1) で抽出した項目のうち、中期的（時間をかけて慎重に）取り組むべき項目について記載
- u 具体的にはすぐにでも検討を開始し、条件が整い次第順次実施すべき項目

5. おわりに

最終答申に向けて

- u 現時点で残されている課題等を示し、最終答申に向けて取り組んでいくべき内容について記載
- u 市長からの諮問事項のうち、「今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて」については、最終答申までに審議することについて記載

参考資料

- ▼諮問書
- ▼財政改革審議会設置条例
- ▼財政改革審議会委員名簿
- ▼これまでの審議経過
- ▼今後のスケジュール（案）